



横浜療育医療センター保育所等訪問支援事業

リーチ

～自分らしく、地域でいきいきと～



保育所等訪問支援事業は、お子様から成人の方までの個別セラピーを中心に行ってきた当センターのセラピスト(理学療法士(PT)/作業療法士(OT)/言語聴覚士(ST)/公認心理師等)が、子どもたちが自分らしく力を発揮できるように、地域の幼稚園・保育園、学校と協力して支援していく訪問型サービスです。

1. 基本理念

「保育所等訪問支援事業 リーチ」では、以下の3つのことを大切にしています。

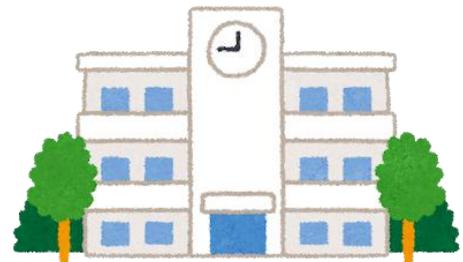
- ・個人を大切にし、その子らしく生活できるよう支援すること
- ・幼児期から高校卒業まで、年齢や環境が変わっても切れ目なく支援すること
- ・多職種が連携し、多様な視点から子どもの成長と集団参加を支援すること

2. 対象児

当センターにカルテのある 未就学児および児童(高校3年生まで)

3. 対象となる主な相談の内容

- ・集団にうまく参加できない
- ・活動や授業中に座ってられない
- ・子どもに適した生活・学習環境を整えたい
- ・友達とトラブルが多い
- ・コミュニケーションが取りにくい



4. 利用期間および時間、訪問回数

月～金曜日(祝祭日・年末年始を除く) 8時45分～17時15分

訪問回数は、お子さまの状況等を勘案の上、決定します。

5. 利用料金

「障害児通所受給者証」を利用したサービスです。サービス提供1回あたり 原則1割負担(約2,000円～3,000円程度)です。

※所得により上限月額があります。詳しくは市区町村の窓口にご確認ください。

6. 訪問支援員体制

訪問の目的に合わせて、以下の職員が訪問します。

(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師)



問い合わせ

横浜療育医療センター リハビリテーション課内 リーチ担当 045-352-6893

【ご利用の流れ】

★ 当センターにカルテのない方 ⇒ まずは、診察予約をお取りください。その際、医療機関からの紹介状が必要になります。
(窓口 医療福祉相談室 045-352-6891)

★ 当センターの訓練等を継続的にご利用いただいている方

① 所属先との相談

所属先での困りごとについて、保護者の方と所属先の先生方でご相談のうえ、当センター担当スタッフにご相談ください。

② 障害児通所受給者証の申請（区役所）

発行決定は区役所が行います。お住まいの区の「福祉保健センター子ども家庭支援課」に連絡し、「横浜療育医療センターの保育所等訪問支援を希望します」とお伝えし、申請書類と子どもサポートプランを記入して、区役所に提出してください。(発行目安:1か月)

※計画相談をご利用の場合は、計画相談員に利用希望をお伝えください。

③ 訪問日の調整

所属先と当センターで訪問日の調整を行います。決定したら、保護者の方に連絡します。利用契約には、受給者証が必要になるため、早くとも受給者証が届いたあとの日程になります。

④ 重要事項説明／利用契約（当センター）

当センターにて、事業管理者もしくは児童発達支援管理責任者と行います。当日は、区役所から届いた「障害児通所受給者証」および印鑑(認印で可)をご持参ください。30分程度のお時間をいただきます。

⑤ 訪問支援計画の作成

保護者の方と所属先の先生からの情報をもとに、「訪問支援計画書」を作成し、保護者の方に説明のうえ、押印をいただきます。

⑥ 所属集団への訪問

訪問員が所属集団に訪問します。その後、保護者の方に支援内容等を報告いたします。

※個別の訓練担当者と訪問員は異なる場合があります。

⑦ 利用料のお支払い

当センターより、利用料請求書を送付いたします。利用料負担がある方は、当センター2階支払い窓口でお支払いいただくか、請求書に記された所定の振込先にお支払いください。